

青森県
新型インフルエンザ
患者等移送
マニュアル

【第1版】

(平成19年3月28日版)

青 森 県

目 次

はじめに		1
	1．目的	1
	2．実施時期	1
	3．本マニュアルの見直し等	1
患者の移送		2
	基本方針	2
	対応策	2
関係機関		1 0
	1．指定医療機関	1 0
	2．協力医療機関	1 0
	3．入院治療を担当する大型施設	1 0
	4．行政機関	1 1

はじめに

1 目的

本マニュアルは、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)の「医療体制の確保」のうち、「未発生期」(国の「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「国行動計画」という。))に基づくフェーズ1～3Bに相当。以下同じ)において作成することとされている患者移送マニュアルの内容の具体化として、「新型インフルエンザ患者(有症者)対応マニュアル」における疑似症患者(確定患者含む)について、保健所が実施する移送方法を定めることにより、県内での新型インフルエンザへの感染防止並びにまん延防止などに資する。

なお、その状況に応じて、要観察例患者や無症状病原体保有者の移送を行うこともあり得るものである。

2 実施時期

本マニュアルは、「海外発生期」に至った段階から開始し、「県内発生・小流行期」の段階に至り、保健所での患者等の移送体制が維持できなくなった時点で終了する。

3 本マニュアルの見直し等

本マニュアルは、「新型インフルエンザ患者移送ガイドライン(案)」(平成17年12月15日版)及び「インフルエンザ(H5N1)感染対策ガイドライン(案)」(平成18年5月15日版)を基に作成しており、国から正式に「新型インフルエンザ移送ガイドライン」が示された場合、必要な修正・追加等を行うなど、直ちに見直すものとする。

国から正式なガイドラインが示された段階で修正することとする。

患者の移送

基本方針

1. 疑似症患者（確定患者を含む）の移送

環境保健センターでの検体の検査結果、疑似症患者と判明し、当該患者が必要な医療設備を欠く一般医療機関で受診していた場合、勧告保健所（当該患者の所在地を所管する保健所）は、速やかに**指定医療機関**に移送する手続きを行うこととする。

勧告保健所は、近隣の**指定医療機関**と協議（連絡）し、その受入状況等を確認のうえ、患者移送車輛を保有する保健所と協議（連絡）し、移送車輛の手配を行う。

による**指定医療機関**の確保が不可能な場合は、保健衛生課と協議のうえ、入院受入医療機関を確保することとする。

2. 上記以外の者（要観察例患者及び無症状病原体保有者）の移送

原則として移送は実施しないこととするが、勧告保健所において「移送が必要」と判断した場合は、上記 から の手続きを行う。

対応策

1. 患者移送ガイドライン

<以下「インフルエンザ（H5N1）感染対策ガイドライン（案）」より抜粋>

4. 患者移送における感染対策

インフルエンザ(H5N1)患者(疑わしい例も含む)の入院のための設備が整っていない医療機関（現状では「**関係機関**」に記載されていない医療機関）においてインフルエンザ(H5N1)患者が発生した場合、あるいはそのような医療機関に患者が直接来院した場合等には、患者移送が必要となる。患者移送においては、感染源への曝露に関する移送従事者の安全確保と、移送患者の人権尊重や精神的不安の解消の両面に立った感染対策を行うことが重要である。

基本的な考え方は、患者自身に対する隔離対策は最小限にし、移送従事者は、標準予防策・接触感染予防策・飛沫感染予防策・空気感染予防策のすべてを確実に実施する。

患者

気管内挿管されている場合を除き、サージカルマスクを着用させる。なお、患者にN95マスクを着用させない。

感染対策上、必ずしも患者移送にアイソレーターを用いる必要はない。(本県では、原則としてアイソレーターを使用しないこととする。)

呼吸管理を行なっている患者に対しては、感染対策に十分な知識と経験のある医師・看護師等が付き添う。

自力歩行可能な患者に対しては、歩行を許可する。車いす、ストレッチャーを適宜使用する。

移送に使用する車両等の内部を触ったりしないよう患者に指示する。

移送従事者(青森県感染症患者移送業務実施要綱における委託事業者)

移送従事者は、N95マスク・眼の防御(フェイスシールドまたはゴーグル)・手袋・ガウンを着用する。状況に応じて、帽子・靴カバー・ゴムの長靴を使用する。

移送中は周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては、汚染したらすぐに新しいものと交換する。手袋交換の際は、手指消毒を行う。

使用した防護具の処理を適切に行う。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は、感染性廃棄物として処理する。この際、汚染面を内側にして、他へ触れないよう注意する。

移送に使用する車両等(船舶や航空機も含む)

患者収容部分と車両等の運転者・乗員の部位は仕切られている必要性はないが、可能な限り、患者収容部分を独立した空間とする。

患者収容部の構造は、移送後の清掃・消毒を考え、出来るだけ単純で平坦な形状であることが望ましい。ビニール等の非透水性資材を用いて、患者収容部分を一時的に囲うことも考慮する。器材は極力置かず、器材が既に固定してある場合には、それらの汚染を防ぐため防水性の不織布等で覆う。

患者移送後の車両等については、目に見える汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を行う(付表1を参照)。

その他

患者の精神的不安をできるだけ少なくするような手段を講じる。

自動車による移送の場合、患者家族は移送に使用する車両に同乗させない。(船舶や航空機等の場合は、ケースに応じて適宜判断する。)

移送する患者が、インフルエンザ(H5N1)感染患者(疑われる患者を含む。)であることを移送先の医療機関にあらかじめ告げ、必要な感染対策を患者到着の前に行うことができるようにする。

移送の距離と時間が最短となるように、あらかじめ手順や移送ルートを検討しておく。

移送する段階で、インフルエンザ(H5N1)感染を全く疑わずに移送を終了し、のちに患者がインフルエンザ(H5N1)であると判明した場合は、移送従事者は「積極的疫学調査ガイドライン」に従った健康観察を行わなければならない。

搬送時に準備する器材の一覧表は付表2を参照のこと。

付表1 インフルエンザ(H5N1)ウイルスの消毒

器材

80℃、10分間の熱水消毒

0.05～0.5w/v% (500～5,000ppm)次亜塩素酸ナトリウムで清拭または30分間浸漬

2w/v～3.5w/w%グルタールに30分間浸漬

0.55w/v%フタールに30分間浸漬

0.3w/v%過酢酸に10分間浸漬

70%イソプロパノールあるいは消毒用エタノールで清拭または浸漬

環境

0.05～0.5w/v% (500～5,000ppm)次亜塩素酸ナトリウムで清拭

消毒用エタノールで清拭

70v/v%イソプロパノールで清拭

手指消毒

速乾性擦式消毒用アルコール製剤(使用量は製剤の使用説明書を参照)

付表2 患者移送に必要な器材

- ・ N95マスク:移送従事者の数×2
- ・ サージカルマスク:適宜(移送患者用)
- ・ 手袋:1箱
- ・ フェイスシールドまたはゴーグル、ガウン:移送患者数×2
- ・ 靴カバーまたはゴムの長靴、帽子:移送従事者の数×2(用意しなくてもよい)
- ・ 手指消毒用アルコール製剤:1個
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液:1本
- ・ 清拭用資材(タオル、ガーゼ等)、感染性廃棄物処理容器
- ・ その他、ビニールシート等

ただし、本付表は、車両による移送を想定したものであり、船舶や航空機等を使用する場合は適宜修正して用いる必要がある。

<以下「新型インフルエンザ患者移送ガイドライン（案）」より抜粋>

はじめに

新型インフルエンザ患者(疑い例・確定例の別を問わない)の移送においては、新型インフルエンザは基本的に空気感染を起こし得るという前提にて感染対策を実施するものとする。

新型インフルエンザ患者移送に際しては、次の点に注意し実施されなければならない。

- ・ 新型インフルエンザウイルスの特性に配慮した感染拡大防止策が講じられていること
- ・ 移送患者の人権への配慮がなされること
- ・ 移送では適切な器材が使われ、移送従事者等の安全確保策が講じられていること
- ・ 移送者が感染を受ける可能性をできるだけ小さくするため、移送距離・移送時間をできる限り短くする
なお、船舶・航空機で新型インフルエンザ患者を移送する際にも、当ガイドラインに準じた扱いとすること。

1 移送に使用する車両等

- ・ 患者収容部分と運転者や乗員の部位は仕切られていることが望まれる。仕切りがない場合には、ビニールなどの非透水性の資材を用い、一時的にカーテン状に囲い周囲への病原体の拡散を防ぐ。
- ・ 患者収容部の構造は移送後の清掃、消毒を考え、出来るだけフラットな形状であり、清拭や消毒が可能であるなど簡単なものが望ましく、原則として器材は置かない。器材が既に固定してある場合には、それらの汚染を防ぐため防水不織布などでしっかり覆う。
- ・ 患者のプライバシー保護のため、収容状態が外部から見えないような配慮が必要である。摺りガラス、フィルムなどを張る等で内部を遮断する方法が適切である。
- ・ なお、移送手段(車両等)が汚染地域内を通過することが避けられない場合には、汚染地域を出る地点において、車両等について除染処置を行う。

具体例については、移送車両患者収容部の分画実施例および患者収容先へ到着後の措置を参照のこと。

2 移送従事者（青森県感染症患者移送業務実施要綱における委託事業者）

- ・ 移送従事者は、移送作業に起因する感染被害を防止するため、N95マスク、手袋、ガウンなど適当な個人防護具を着用する。また、これらの防護具については、搬送中の破損も想定し、予備も準備する。
移送の装備着用手順を参照のこと。

3 移送・移動時の注意事項

- ・ 患者のストレッチャー・車両等間(その逆も)への移動に際しては、患者にもサージカルマスクを着用させるなど体液等の漏出を回避するための防護を行い、患者に装着する医療器具は必要最小限とする(尿バッグ、点滴程度が望ましい)。
- ・ 呼吸管理が必要な場合は、感染対策に十分な知識と経験を有する医師が同行する。

4 移送後の注意事項

- ・ 使用した防護具への処理を注意して行う。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は汚染面を内側にして、

他へ触れないよう注意しながら対処し、感染性廃棄物として処理する。

- ・脱衣後、入念に手洗い、手指消毒を行う。
- ・患者移送後の車体内部の消毒については、目に見える汚染に対しては、手袋を着用してティッシュにて拭き取った後、その部位のみを消毒用アルコール、70v/v %イソプロパノールまたは 0.05 ~ 0.5 % (500 ~ 5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムにて清拭消毒する。また、手が触れる部位に関しては、上記消毒薬にて清拭消毒を実施する。

付表2 患者移送に必要な器材一覧

資 材	数 量	備 考
N95マ ス ク	乗務員等の数×2+	使い捨てタイプ
サージカルマスク	移送患者用として適宜	
手 袋	乗務員等の数×2+	
ゴーグルまたは フェイスシールド	乗務員等の数×2+	
ガ ウ ン	乗務員等の数×2+	
ヘッドカバー	乗務員等の数×2+	
(靴カバー)	乗務員等の数×2+	
ビニールシート	2m×5m 1枚以上 2m×2m 2枚以上	感染者収容部分 簡易間仕切り
両面テープ	40mm×20m 1本以上	〃
消毒薬剤	消毒用アルコール500ml 1本 従事者の手指等消毒用は別 にスプレータイプを1本	
	次亜塩素酸ナトリウム溶液 500ml 1本	
その他	適宜	タオル類、感染性廃 棄物処理容器など

上記は、一回の移送に必要な数量の目安である。

噴霧法は消毒法としては不確実な方法であること、車内にアルコールなどを噴霧した場合には
燃焼の危険があり、次亜塩素酸ナトリウムを噴霧すれば機器類の劣化を招くこと、さらにウイル

スに有効な高水準の消毒薬を噴霧すれば作業者に有害であるばかりか、車内に残留毒性が残ることなどから、噴霧は禁忌である。

移送車両患者収容部の分画実施例(ビニールシートと両面テープを使用)

車両内を前後に分画した例(後方から)



車両内を前後に分画した例(前方から)



患者収容部分を分画した例(内部)



患者収容部分を分画した例(車外から)



患者収容先へ到着後の措置

患者搬出後の撤去作業



患者搬出後の撤去作業



撤去作業は必ず外側(清潔側)から行う

患者に面していた側を内側にして
ビニールシートをまとめる

移送の装備着用手順

1. 防護ガウンを装着



2. マスク、ヘッドカバー、ゴーグルを装着



3. 手袋を装着



関係機関

1 指定医療機関

医療機関名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設の F A X 番号
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平 1	0 1 7 8	7 2 - 5 1 1 1	7 2 - 5 1 1 5
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町 1 4 - 8	0 1 7 6	2 3 - 5 1 2 1	2 3 - 2 9 9 9
むつ総合病院	むつ市小川町 1 - 2 - 8	0 1 7 5	2 2 - 2 1 1 1	2 2 - 4 3 9 9

2 協力医療機関

医療機関名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設の F A X 番号
国立病院機構青森病院	青森市浪岡女鹿沢字平野 1 5 5	0 1 7 2	6 2 - 4 0 5 5	6 2 - 7 2 8 9
青森県立中央病院	青森市東造道 2 - 1 - 1	0 1 7	7 2 6 - 8 1 1 1	7 2 6 - 8 3 2 5

3 入院治療を担当する大型施設（医療法等関係法令の適用が可能であることを前提）

大型施設名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設の F A X 番号

医療機関名の登載については、最初は無用の混乱を避けるために、「感染症指定医療機関」及び「協力医療機関」のみを掲載し、必要に応じてSARS対策時の対応等を参考に対応可能な医療機関を追加していくこととしたい。

4 地域の医療機能の維持の観点から、主として高度先進医療を担当し、原則として新型インフルエンザ患者（有症者）の一般外来・入院に対応しない病院

医療機関名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
弘前大学医学部 附属病院	弘前市本町53	0172	33-5111	

5 行政機関

連絡先名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
東地方保健所	青森市造道3-25-1	017	741-8116	742-7250
弘前保健所	弘前市大字吉野町4-5	0172	33-8521	33-8524
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178	27-5111	27-1594
五所川原保健所	五所川原市末広町14	0173	34-2108	34-7516
上十三保健所	十和田市西二番町10-15	0176	23-4261	23-4246
むつ保健所	むつ市大湊新町11-6	0175	24-1231	24-3449
青森市保健所	青森市造道3-25-1	017	765-5200	765-5202
環境保健センター	青森市東造道1-1-1	017	736-5411	736-5419
保健衛生課	青森市長島1-1-1	017	734-9284	734-8047